

北海道公益認定等審議会運営規程第7条に係る 個別審議の非公開について

平成20年11月13日
北海道公益認定等審議会

1 会議の非公開について

北海道公益認定等審議会運営規程第7条第2項の規定の「非公開とする場合」は次のとおりとし、ほかに公開すべき議事がないときには会議全体を非公開とする。

- (1) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。「以下「認定法」という。）第51条において準用する同法第43条第1項及び第3項に掲げる事項に関する審議
- (2) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第138条第2項において準用する同法第133条第2項、第3項（第3号を除く。）及び第4項に掲げる事項に関する審議
- (3) 認定法第54条において準用する同法第46条第1項及び整備法第141条において準用する同法第136条第1項に掲げる事項に関する審議
- (4) 会議を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合その他の会長が正当な理由があると認めた場合

（理由）

法人内部の個人情報や、経営や事業の面で外部に公開していない情報については、公開することにより第三者の権利利益や公共の利益を侵害するおそれがあり、また、個別審議の議論を公にすることにより会議の円滑若しくは適正な運営が損なわれるおそれがあることから、公開については慎重を期すべきである。

2 議事録の非公表について

同規程第8条第2項に規定する「非公表とする場合」は上記1に掲げるものとし、(4)中「会議を公開」とあるのは「議事録を公表」と読み替える。

なお、会議全体を非公開とした場合には、議事録の全部を非公表とし、同規程第7条第2項の規定により議事要旨及び会議結果を公表する。

（理由）

法人内部の個人情報や、経営や事業の面で外部に公開していない情報については、公表することにより第三者の権利利益や公共の利益を侵害するおそれがあり、また、個別審議の議論を公にすることにより会議の円滑若しくは適正な運営が損なわれるおそれがあることから、公表については慎重を期すべきである。

なお、公益認定等の事務については、全国で共有する事務支援システムにより統一した処理を行うこととしており、内閣府公益認定等委員会や全国の合議制の機関においても、個別審議の議事録は非公表としている。